

# 島根県報

平成26年3月24日（月）

第2,581号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

|                                |             |   |
|--------------------------------|-------------|---|
| 公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則 | （管 財 課）     | 2 |
| 島根県空港条例施行規則の一部を改正する規則          | （港 湾 空 港 課） | 3 |

### 【告 示】

|                                      |                     |   |
|--------------------------------------|---------------------|---|
| 介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定            | （高 齢 者 福 祉 課）       | 3 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 | （障 が い 福 祉 課）       | 3 |
| 自立支援医療機関の指定                          |                     |   |
| 換地処分                                 | （農 村 整 備 課）         | 4 |
| 保安林の指定                               | （森 林 整 備 課）         | 4 |
| 保安林の指定の解除                            | （        ”        ） | 4 |
| 森林法第189条の規定による告示及び掲示                 | （        ”        ） | 5 |
| 漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生                | （水 産 課）             | 5 |
| 大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要            | （中 小 企 業 課）         | 5 |

### 【教委規則】

|                                   |             |   |
|-----------------------------------|-------------|---|
| 教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則 | （義 務 教 育 課） | 6 |
|-----------------------------------|-------------|---|

### 【人委規則】

|                          |  |   |
|--------------------------|--|---|
| 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 |  | 8 |
|--------------------------|--|---|

### 【公安告示】

|  |           |   |
|--|-----------|---|
| 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の規定による犯罪被害者等早期援助団体の指定 | （警 察 本 部） | 8 |
|--|-----------|---|

公布された条例等のあらまし

◇公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則（規則第33号）

1 規則の概要

様式の整備

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

◇島根県空港条例施行規則の一部を改正する規則（規則第34号）

1 規則の概要

(1) 様式の整備（様式第2号—様式第4号関係）

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成26年4月1日から施行することとした。

**規 則**

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

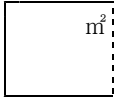
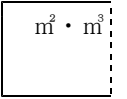
平成26年3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第33号

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の一部を改正する規則

公有財産の取得、管理及び処分に関する規則（平成6年島根県規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第18号その10中 「  」 を 「  」 に改める。

様式第21号中

|       |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-------|----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 地 上 権 | m <sup>2</sup> |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 鉱 業 権 | m <sup>2</sup> |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

を

|      |       |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|------|-------|----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 地上権等 | 地 上 権 | m <sup>2</sup> |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|      | 鉱 業 権 | m <sup>2</sup> |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|      | ダム使用权 | m <sup>3</sup> |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|      | そ の 他 |                |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

に改め、同様式記載要領5中「動産」の前に「地上権等（その他）及び」を加える。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

島根県空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

### 島根県規則第34号

島根県空港条例施行規則の一部を改正する規則

島根県空港条例施行規則（昭和40年島根県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第8条第1項中「ちょう付して」を「貼付して」に改める。

様式第2号及び様式第3号中「(2) 定款又は寄附行為（法人でない者にあつては戸籍抄本）」を「(2) その他知事が必要と認める書類」に改める。

「添付書類

様式第4号中「添付書類（関係書類等）」を (1) 関係図面 に改める。

(2) その他知事が必要と認める書類」

様式第6号中「収入証紙ちょう付欄」を「収入証紙貼付欄」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

## 告 示

### 島根県告示第160号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成26年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 事業者の名称又は氏名 | サービスの種類 | 事業所の名称    | 事業所の所在地     | 指定年月日         |
|------------|---------|-----------|-------------|---------------|
| 有限会社 長寿の里  | 居宅介護支援  | 有限会社 長寿の里 | 浜田市日脚町54番地2 | 平成26年 3 月 4 日 |

### 島根県告示第161号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成26年 3 月 24 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 指定自立支援医療機関    |                 | 自立支援医療の種類              | 指定年月日         |
|---------------|-----------------|------------------------|---------------|
| 名 称           | 所 在 地           |                        |               |
| 佐貫内科医院        | 松江市八雲町日吉194-10  | 精神通院医療                 | 平成26年 3 月 1 日 |
| こころ訪問看護ステーション | 出雲市天神町869天神ビル2F | 育成医療<br>更生医療<br>精神通院医療 | 平成26年 3 月 1 日 |

**島根県告示第162号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成26年3月12日付けで県営土地改良事業に係る出雲南地区（殿川内（古田）工区）の換地処分をしたので、同条第10項において読み替えて準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成26年3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県告示第163号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町都万南谷826-1、828-1、828-4、828-5、829、都万夕月934-1、都万夕月谷967、968、969-1、969-2、971-1、971-2

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第164号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成26年3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 解除に係る保安林の所在場所

邑智郡美郷町高畑333-8、333-16、333-17、336-4から336-7まで

## 2 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

## 3 解除の理由

指定理由の消滅

## 島根県告示第165号

平成26年島根県告示第88号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を益田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成26年 3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

| 保安林の所在場所  | 不明である通知の相手方 |                |
|---|-------------|----------------|
|   | 保安林の権利者     | 住 所            |
| 益田市岩倉町ハ63、ハ64、ハ470-1からハ470-3まで、ハ583                   | 水津 久        | 益田市久城町306-4    |
| 益田市栃山町イ45、イ49-3、イ365-1、イ365-2、イ366-1、イ366-2、イ367、イ386 | 小山 智美       | 益田市岩倉町ハ14      |
| 益田市須子町ロ591、ロ592                                       | 酒井 キクエ      | 益田市高津町イ2495-18 |
| 益田市須子町ロ592内1、ロ592内2                                   | 酒井 昌孝       | 福山市南手城町3丁目3-31 |

## 島根県告示第166号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成26年 3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

仁摩町加入区（漁業協同組合 J F しまね）

## 島根県告示第167号

平成25年島根県告示第724号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成26年 3月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゆめタウン出雲 出雲市大塚町620外
- 2 意見の概要

|   | 意 見  | 理 由  |
|---|--|--|
| 1 | 店舗駐車場周辺道路において渋滞が発生しないよう公安委員会、各道路管理者と協議のうえ対策を講じること。 | 通行車両が多いことが予想されることから、混乱・事故が生じないように対策を講じておくこと。           |
|   | 車両が駐車場から道路へ出る際、左右の安全確認が容易にできるよう十分な視界を確保すること。       | 周辺には病院、学校もあることから、多くの歩行者・自転車の通行もあると思われる。よって、店舗駐車場から道路へ出 |

|   |   |  |
|---|---|--|
| 2 |   | る際の接触事故を防ぐため、出入口付近には高い壁、植樹等の設置を避け、安全確認が容易にできる環境にしておく必要があるため。                   |
| 3 | 出雲市道体育館西高岡線に面した駐車場の出入口の増設については、道路法第24条の規定に基づく手続をとること。 | 道路法第24条による。  |
| 4 | 導流帯（ゼブラゾーン）の変更にあたっては、出雲警察署交通課とも協議すること。                | 道路法第95条の2第2項による。   |
| 5 | 地元住民との十分な協議を行うこと。                                     | ゆめタウン出雲出店時に、地元住民と約束事を取り交わし、出店計画が立てられていることから、変更に関しても、住民への説明を行い、理解を得ることが必要であるため。 |

## 3 縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課（出雲市今市町70番地）

## 4 縦覧期間

告示の日から1月間

## 教 育 委 員 会 規 則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 24 日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

### 島根県教育委員会規則第7号

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則（昭和26年島根県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条—第33条」を「第32条・第33条」に改める。

第7条第5項中「附則第29項及び第30項」を「附則第38項及び第39項」に改め、同条第7項中「附則第6項」の次に「の表」を加え、「実務成績証明書」を「実務成績証明書（様式第4号）」に改め、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 免許法附則第19項の規定の適用を受ける者は、第1項第5号の書類に替えて実務成績証明書（教育職員免許法附則第19項関係）（様式第4号の2）を、同項第7号の書類に替えて免許法施行規則附則第7項に規定する基礎資格を有することを証明する書類を提出しなければならない。

第9条第6号ウ中「前ア」を「ア」に改める。

第28条第1項第8号ア中「附則第10項」を「附則第14項」に改め、同号イ中「附則第34項及び第35項」を「附則第38項及び第39項」に改める。

第29条中「第12項」を「第16項」に、「第33項から第35項」を「第37項から第39項」に改める。

様式目次中「様式第4号（第2条、第7条—第11条、第13条、第14条、第16条）実務成績証明書」を「様式第4号（第2条、第7条—第11条、第13条、第14条、第16条）実務成績証明書」に改める。

の2（第7条）実務成績証明書（教育職員免許法附則第19項関係）」

様式第4号の次に次の1様式を加える。

## 様式第4号の2 (第7条関係)

## 実務成績証明書 (教育職員免許法附則第19項関係)

|     |  |      |       |
|-----|--|------|-------|
| 現住所 |  |      |       |
| 氏 名 |  | 生年月日 | 年 月 日 |

|            |  |        |   |
|------------|--|--------|---|
| 施 設 名      |  |        |   |
| 認可等年月日     |  | 年 月 日  |   |
| 現住所<br>連絡先 |  | 電話 ( ) | — |

| 良好な成績で勤務した期間      | 実労働時間 |
|-------------------|-------|
| 年 月 日 から 年 月 日 まで | 時間    |
| 年 月 日 から 年 月 日 まで | 時間    |
| 年 月 日 から 年 月 日 まで | 時間    |
| 年 月 日 から 年 月 日 まで | 時間    |
| 年 月 日 から 年 月 日 まで | 時間    |

| 休業、休職、欠勤等により勤務しなかった期間 |
|-----------------------|
| 年 月 日 から 年 月 日 まで     |
| 年 月 日 から 年 月 日 まで     |

上記のとおり証明する。

年 月 日

実務証明責任者



- 備考 1 「施設名」欄には、良好な成績で勤務した期間に該当する施設の名称を記載し、構成するその他の施設の名称は括弧書で全て記入すること。
- 2 「認可等年月日」欄には、認可外保育所施設にあつては、設立年月日を記入すること。
- 3 教育職員免許法附則第19項の適用を受けるためには、良好な成績で勤務した期間が3年かつ勤務時間の合計が4,320時間以上必要である。
- 4 複数の施設における勤務期間を合算する場合は、それぞれの施設ごとに実務成績証明書を作成すること。
- 5 「実務証明責任者」とは、施設の設置者等をいう。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**人 事 委 員 会 規 則**

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月24日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

**島根県人事委員会規則第3号**

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

「  
別表第6中 隠岐郡西ノ島町大字別府 浦郷警察署別府駐在所 を  
」  
「  
隠岐郡西ノ島町大字美田 浦郷警察署別府駐在所 に、「川本警察署口羽駐在所」を「川本  
」

警察署羽須美駐在所」に改める。

**附 則**

この規則は、平成26年3月28日から施行する。

**公 安 委 員 会 告 示****島根県公安委員会告示第29号**

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第23条第1項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体として次の法人を指定したので、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第2条の規定により告示する。

平成26年3月24日

島根県公安委員会委員長 上 代 義 郎

- 1 法人の名称  
一般社団法人島根被害者サポートセンター
- 2 法人の住所  
島根県松江市東津田町1741番地3
- 3 法人の代表者の氏名  
角南 譲
- 4 法第23条第2項に規定する事業（以下「援助事業」という。）を行う事務所の名称  
一般社団法人島根被害者サポートセンター
- 5 援助事業を行う事務所の所在地  
島根県松江市東津田町1741番地3
- 6 当該法人が行う援助事業に係る犯罪被害等  
法第2条第4項に規定する犯罪被害等



7 指定を行った年月日

平成26年 3 月13日